

けんけつちゃん販売の権利関係について

知的財産権(商標権・著作権)は電通が保有している

		国が販売	第三者が販売
知的財産	権利保有について	権利を国に譲渡する場合、約2~3千万円と主張(電通)	電通が権利保有したままでも販売は可能 ※但し、キャラクターのクオリティ管理のため、デザイン制作の受注が条件(電通)
	実施料について	不要	キャラクター実施料・ロイヤリティについて発生する可能性がある ※但し、国が指定した第三者の場合においては、実施料・ロイヤリティは発生しない
財政法関係		財政法第13条に基づく特別会計(国の特定の収入と支出を経理する)を設置する必要があるが限定的。 (真に国として行う必要がある事業のみ)	—
販売可能性		×	○

けんけつちゃん販売のメリット・デメリット

	販売した場合	販売しない場合
献血推進上のメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・キャラクターを目にする機会が増え、認知度が上がる可能性がある。 ・輸血歴などにより、実際に献血協力できない方が購入することで、献血協力への一つの行動となる。 ・売り上げができれば、献血推進の活動費に充てることも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャラクター誕生以降、地道に認知度をあげている(広報業界では成功例と言われている)ため、販売による問題などのリスクを心配することなく、これまでどおりの広報が可能。
献血推進上のデメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・無償の献血と金銭を伴う販売を行った場合に国民の理解を得られるかどうか。 ・販売に問題が起きた場合(裏で利益をあげていたなど)、多くの国民からの無償の愛を裏切ることになり、これまでの献血協力者が離れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・露出が限定的(献血推進キャンペーン会場、ルームなど)となる。
資金やその管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・収支管理等を適正に行う必要がある。 ・収支報告などのあらゆる情報を国民に向け、しっかりと公開する必要がある。 	—